

●野焼き（野外焼却）について

今年度11月末時点で、河川巡視によって確認した大橋川出張所管内の野焼き（野外焼却）件数は7件です。

河川敷地内での野焼きは、「**廃棄物の処理及び清掃に関する法律**」で原則禁止されています。※ただし、「国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却」などの例外は、認められています。

【野焼きの一例】



～担当者からひとこと～

昨年度は年間を通して1件しか確認されていみせんでしたが、今年度はすでに7件確認されています。

野焼き（野外焼却）が原因と思われる河川管理施設（境界杭）の破損も確認されており、年末に向けて増加する可能性が高くなると考えられます。

発見された方は、お手数ですが、お近くの出張所までご連絡をお願いします。